

除雪作業にご協力ください

これからは除雪に伴い除雪作業が本格的に行われるシーズンとなります。除雪時には一刻も早く地域の交通を確保するため、限られた車両のなかで除雪作業を行い、皆さんのご協力も非常に重要になります。地域の交通を早期に回復するため、次のことに注意くださいますようお願いいたします。

■路上駐車はしない

放置車両があると、その個所の除雪ができなくなり交通渋滞や事故の原因にもなります。

■路上や歩道に物を放置しない

雪の下に埋まり見えなくなると事故の原因になります。歩道はみんなが利用する道路です。

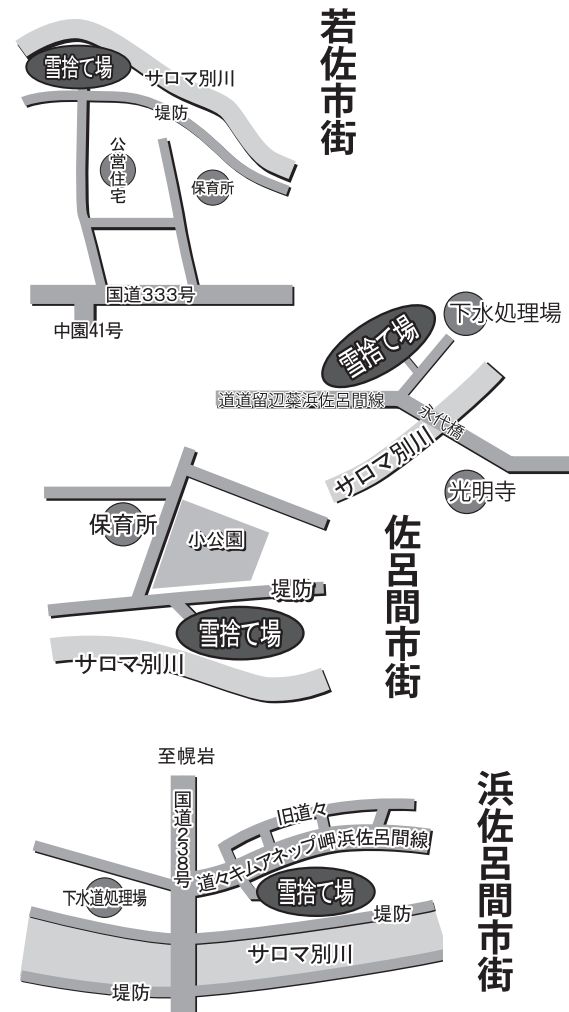
■歩道・車道に雪を出さない

「わだち」ができて交通の障害や事故の原因になります。

■玄関前の雪は各家庭で

道路へ出るまでの間口の確保は各家庭でお願いします。

◆ご自宅の排雪の主な雪捨て場を指定しましたのでご利用ください。排雪時にはごみなどの混入がないようお願いします。



国民年金についてのお知らせ

新成人の皆さんおめでとうございます

☆ 20 歳になったら国民年金

国内に居住する 20 歳以上 60 歳未満の全ての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

☆国民年金 3 つのメリット

①老後を支えます!! ⇒ 老齢基礎年金

②病気やケガで障害の状態になったときに支えます!! ⇒ 障害基礎年金

③加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます!! ⇒ 遺族基礎年金

◆公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支えあい」が基本です。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

収入が無く国民年金保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」（学生のみ）、「若年者納付猶予制度」（30 歳未満）などの保険料納付猶予制度があります。

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定金額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない 30 歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される制度です。

どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受けるために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得て保険料の納付が可能になったときに「追納制度」を利用すると、将来受取る年金額を増額することができます。

冬期間会社を退職される方は国民年金への加入届出を

■冬期間会社を退職される方は国民年金への加入届出を

冬の間会社を退職された方で、厚生年金加入者ではなくなる 20 歳以上 60 歳未満の方は、役場で国民年金への加入届出が必要です。また、冬の間会社を退職されたため、厚生年金加入者ではなくなる配偶者に扶養されていた、20 歳以上 60 歳未満の方（国民年金第 3 号被保険者）も、役場で国民年金第 1 号被保険者への変更届出が必要です。年金手帳などの基礎年金番号がわかるものと印鑑を持参して届出をお願いします。

【上記国民年金に関するお問い合わせ】

役場町民課戸籍年金係 Tel 2・1213

民生委員・児童委員の担当地区をお知らせします

佐呂間町の民生委員・児童委員として次の方が厚生労働大臣から委嘱されています。

民生委員・児童委員は町内の担当地区において、住民の立場に立って生活上の様々な問題を抱えている人の相談、支援にあたる方です。

何かお困りのことがありましたらご相談ください。

◆氏名（敬称略）：担当地区

○伊藤 賢一：共立・啓生

○渡部 修一：大成・栄

○高瀬 勝久：栃木

○野畑ふみ子：若佐

○原田 涼子：中園・川西

○永井 良次：武士

○真如 和仁：朝日・富丘

○石井 尋江：西富第 3、4・森永・緑園団地・光陽町

○木戸フミ子：西富第 1、2・宮前団地

○天内 和子：西中央第 1、2、5 の 1、8（1・2）

○工藤 好美：西中央第 3、4、5 の 2、6、7（1・2）

○増子 政信：西町 1、2・新興町・宮下町

○五十嵐 智：上町・夕陽ヶ丘・横上町・進栄町・横町

○今井 彬夫：教住団地・南新町・仲町・元町・公宮町

○山崎 信子：中央町・二六町・旭町・新旭町・下町・緑町

○八矢留美子：北自治会全域

○中村 敦子：東・山内町

○伊東 嘉洋：知来

○郡 昭雄：仁倉

○藤原 一成：浜佐呂間全域

○斎藤 則雄：幌岩・浪速

○渡辺 好則：富武士

○柴田ミサヲ：若里第 1、2・研盟

○中西 庸子：若里第 3・大和・中央・中央班

○井上 泰一：町内全域（主任児童委員）

○玉井 祐美：町内全域（主任児童委員）

Information Board

情報掲示板

自動車の登録手続きはお済ですか？

次の場合には、自動車の登録手続きが必要です。

○住所や名前が変わったとき

○車を売ったり、買ったりしたとき

○車を使用しなくなったとき

○ナンバープレートを紛失、破損したとき

○北見以外のナンバープレートで使っているとき

○ローンの支払いが終わったとき

○車検証やステッカーを紛失、破損したとき

○後ろのナンバープレートに封印がついていないとき

なお、詳細については、車検証をお手元に用意してから下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

北海道運輸局北見運輸支局登録担当
Tel 050・5540・2007

※音声ガイダンス開始後「026」を押してください。

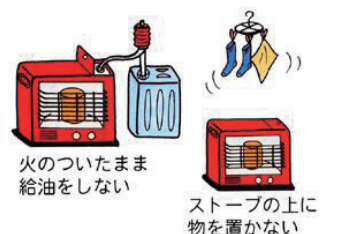
身近な危険物にご注意

自動車や機械器具の燃料となるガソリンや軽油、石油ストーブの燃料の灯油などは消防法令で「危険物」に指定され、その貯蔵・取扱いが制限されています。容器に入れる場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用してください。特に灯油用ポリ容器にガソリンを入れることは非常に危険ですので絶対に行わないでください。



家庭で使用する石油ストーブに誤ってガソリンを入れてしまうと、燃焼中に揮発したガソリンによってタンク内の圧力が高まります。それにより染み出したガソリンに引火するとストーブが炎に包まれ、火災の原因となります。

灯油は無色透明、ガソリンは赤に着色されています。灯油はポリタンクなど、ガソリンは専用容器へ区別して保管するようにしましょう。石油ストーブに給油する際は必ず灯油であることを確認し、火が消えたのを確認してから給油しましょう。また、給油後はキャップがきちんと閉まっていることを確認しましょう。



冬期間の水道凍結に注意 !!

佐呂間町は寒さが大変厳しく、この時期から3月までは水道凍結が多くなります。冬期間に家を留守にする際又は水道凍結の恐れがある場合は、水を落とす習慣をつけ、凍結を防ぐよう心がけましょう。

■水道の落とし方

①水抜き方法

給水栓AとBのバルブを開放しながら水抜き栓を閉める。

②水抜きの確認

水抜きの操作のすぐ後に給水栓Bに指先をあて、空気を吸っている状態がよい。

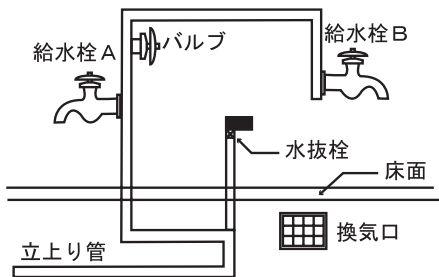
③凍結防止

換気口を完全に閉じ、床下に冷たい空気が入らないようにする。

◆水道が凍って出ないとき

①給水栓Aにタオルを巻き、その上からぬるま湯をかけ、次に熱湯をかける。特に床下の立ち上がり管にもかける。ドライヤーでも効果的です。

②水抜き栓のハンドルが固いときは①と同じ方法で水抜き栓にもお湯をかける。

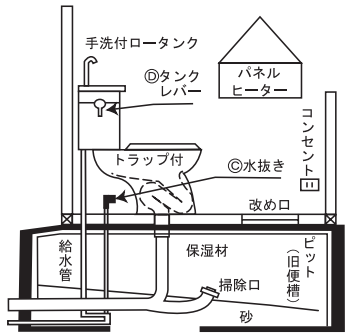


■トイレ（ロータンク）水抜き方法

①トイレの水抜き栓Cを閉める。

②ロータンクレバーDを水抜きに回しタンク内の水を抜く。（水抜きが無い場合は大便を流す作業を2～3回行う。）

③便器内のトラップが凍結しないようにパネルヒーターなどで保温する。



◆凍結が直らないときには

町内の下記給水装置工事指定業者に直接修理依頼してください。

○(尙)谷口住設 Tel 2・2196

○山内住設 Tel 2・8644

○垂水設備 Tel 2・2287

○(尙)ユモト Tel 2・3643

○佐呂間開発工業(株) Tel 2・3201

情報掲示板

税の申告が始まります !!

まもなく個人住民税（町道民税）、国民健康保険税の申告と所得税の確定申告の受付が始まります。

申告の受付期間は2月18日から3月15日です。例年申告期限間近は大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

■申告の必要な人

1月1日現在で町内在住の次に該当する方です。

◆所得税の確定申告

①所得の合計額が所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）を超える方。

②医療費や住宅ローン控除などの税額控除を受ける方。

◆個人住民税の申告

①給与以外に所得のあった方。

②不動産（地代、家賃など）・配当などの所得のあった方。

③公的年金受給者で社会保険や生命保険料控除などを受けようとする方。

④退職などで年末調整を受けていない方。

⑤会社から給与支払報告書が役場に届かない方。（住民税を給料から天引きされない方。）

⑥生命保険の満期など一時所得のある方。

※所得税の確定申告をした方は住民税の申告は必要ありません。

■申告に必要な書類

①平成24年中の収入がわかる書類

（給与・年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書、収入・経費のわかる帳簿など）

②所得控除の資料

（社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費、寄付金などの領収書・証明書）

③障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書（本人又は被扶養者が認定を受けている場合）

④印鑑

【お問い合わせ】

役場企画財政課町民税係 Tel 2・1214

入校生追加募集 !!

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校生（訓練期間1・2年）を追加募集しています。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】

国立北海道障害者職業能力開発校

Tel 0125・52・2774

町営住宅の空家状況

12月12日現在の町営住宅空き家状況をお知らせします。

■栄団地

2階3LDK（1階） 1戸 15,300円～

2階3LDK（2階） 1戸 15,300円～

■若佐第2団地

2階3LDK（1階） 1戸 15,700円～

■西富団地

2階2LDK（2階） 1戸 14,600円～

2階3LDK（1階） 1戸 15,200円～

2階3LDK（2階） 3戸 15,200円～

■宮前団地（高齢者・障がい者用）

2階2LDK（1階） 1戸 20,300円～

☆宮前団地（特定公共賃貸住宅）

2階3LDK（2階） 1戸 47,700円～

☆印の特定公共賃貸住宅は収入が多い方のための住宅です。上記以外にも入居可能な住宅がありますので、入居申込など詳しくは役場建設課管理係 Tel 2・1210までお問い合わせください。

自衛官候補生募集中 !!

■募集種目 自衛官候補生

■身分 特別職国家公務員

■応募資格 18歳以上27歳未満

■待遇

初任給 125,500円

賞与 年2回（6・12月）

※候補生は2士任用以降

※週休2日、特別休暇など

■受付期間 随時受付中

■試験日 平成25年1月20日

2月16日

3月9日

■入隊時期

平成25年3月下旬～4月上旬

※年度採用計画数に達した場合試験を実施しない場合があります。

【お問い合わせ】

旭川地方協力本部遠軽地域事務所

Tel 0158・42・6616

役場町民課 Tel 2・1213

確定申告について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが税務署に出かけることなく、自宅で簡単に作成することができます。

作成した申告書は、印刷して郵送などで提出できるほか、そのままe-Taxで送信することができます。ぜひ、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

※e-Taxの利用には電子証明書の取得、ICカードライタが必要です。

◆北見税務署での確定申告について

○開設期間

平成25年2月1日～3月15日

○相談時間 9時～17時

※混雑状況により長時間お待ちいただく場合や早めに受付を終了する場合があります。

高年齢者雇用安定法改正

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。

＜改正のポイント＞

①継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止（経過措置有）

②継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

③義務違反の企業に対する公表規定の導入

④高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

【お問い合わせ】

北海道労働局

Tel 011・709・2311

ふれあいバス町外線をご利用の方へ

■道東脳神経外科病院での乗降

道東脳神経外科病院へ通院される場合は、必ず乗車時に運転手にお伝えください。通院者がいない場合は、道東脳神経外科病院では停車しませんのでご注意ください。

■乗車料金の支払について

料金は、降車場所に停車後、必ず運転手の確認を受けて料金箱に投入願います。走行中は運転手が確認できないため、料金は投入しないようご協力をお願いします。

■バス利用のマナー

町外線は長時間の乗車になるため飲食を禁止していませんが、空缶や買物袋などのごみ、は必ず持ち帰ってください。また、飲食の際には車内を汚したりしないよう十分に注意してください。

【お問い合わせ】

役場町民課バス運行係

Tel 2・1213

公的年金受給者の方へ

公的年金などの収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がありません。

※この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

※所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳細はお問い合わせください。

【お問い合わせ】

役場企画財政課町民税係

Tel 2・1214

「年始のごみ収集」と「粗大ごみ収集」

【お問い合わせ】役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

地域	収集品目	収集日
栄地区	燃やすごみ	7・9日
	燃やさないごみ	8日
若佐市街	燃やすごみ	7・9・12日
	燃やさないごみ	8日
若佐地区	燃やすごみ	7・9日
	燃やさないごみ	8日
西富	燃やすごみ	8・12日
	燃やさないごみ	11日
佐呂間市街	燃やすごみ	8・12日
	燃やさないごみ	11日
北	燃やすごみ	8・12日
	燃やさないごみ	11日
東	燃やすごみ	8・12日
	燃やさないごみ	11日
知来	燃やすごみ	7・10日
	燃やさないごみ	9日
仁倉	燃やすごみ	7・10日
	燃やさないごみ	9日
浜佐呂間	燃やすごみ	7・10日
	燃やさないごみ	9日
幌岩・浪速	燃やすごみ	7・10日
	燃やさないごみ	9日
富富士	燃やすごみ	7・9日
	燃やさないごみ	8日
若里	燃やすごみ	7・9日
	燃やさないごみ	8日

空き缶・ペットボトル 牛乳パック・新聞・雑誌	上地区：1月7日 中地区：1月10日 下地区：1月11日
---------------------------	------------------------------------

12月31日から1月5日まで、ごみ収集及び知来ごみ処理場が休みになります。また、1月のごみの出す日の確認は、健康カレンダー1月の表で確認してください。

健康カレンダーでもお知らせしていますが、1月は粗大ごみの収集月となっています。粗大ごみは忘れずに決められた収集日にごみステーションへ出してください。

■各地区の収集日

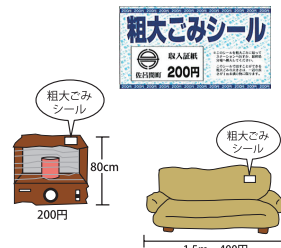
12日（土） 知来・仁倉・浜佐呂間・幌岩・浪速
15日（火） 若佐地区・若里
16日（水） 栄地区・富富士
19日（土） 宮前町・永代町・幸町
29日（火） 北・東・西富・高校団地

■粗大ごみの出し方

粗大ごみは、有料となっていますので、必ず粗大ごみシールを購入の上、粗大ごみシールを貼って出してください。粗大ごみシールが貼られていないものについては回収できません。粗大ごみシールは有料ごみ袋を販売している町内のお店で販売しています。

■処理料金

一辺の長さが
「1m未満のもの」
200円の粗大ごみシール
「1m以上2.5m以下のもの」
400円の粗大ごみシール



■ごみステーションに出せない粗大ごみ

- 「ごみ分別の手引き」で町が処理できないものとして
- 長さ2.5mを超えるもの又は重さ60kgを超えるもの。
- 家電リサイクル対象機器：テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン。
- 産業廃棄物に該当するもの。

■お願い

- 粗大ごみは、ごみステーションを共有していますので、必ず収集日の朝8時までにしてください。
- 粗大ごみを出すステーションは、決められている（町内会や自治会）ところを使用してください。

ご寄付ありがとうございます

西富	■西富老人クラブへ	西富	■西富自治会へ	東	▼福祉事業に対して	宮前町	中村	城岡	川村	鈴木	惣田	仁倉	▼香典返しを廃して	■社会福祉協議会
岸本	利彦	さん	さん	さん	さん	佐々木	誠孝	敏子	知広	健太郎	栄子	さん		
隆	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん		

人の動き

ー11月末現在ー

人口	5,727人（+3）
男	2,735人（-2）
女	2,992人（+5）
世帯数	2,458人（-2）
()内は前月比です。	

後期高齢者医療制度のお知らせ

■医療費通知の送付を希望する方へ
北海道後期高齢者医療広域連合では、発行を希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は平成25年3月（平成24年7～12月）に行います。

◆新たに発行を希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、北海道後期高齢者医療広域連合又は役場保健福祉課医療保険係までご連絡ください。

※電話連絡だけで手続きできます。

- すでに発行されている方は継続して発行しますので、連絡の必要はありません。
- この通知を受けられたことによって申請などの手続きをされる必要はありません。
- この通知を医療費控除の領収書の代わりとすることはできません。

【お問い合わせ】

北海道後期高齢者医療広域連合

Tel 011・290・5601

役場保健福祉課医療保険係

Tel 2・1212

佐呂間町消防出初式

平成25年佐呂間町消防出初式が次のとおり行われます。出初式にともない消防サイレンを吹鳴しますのでご了承ください。

■日 時 平成25年1月6日

○観閲式 10時～

○場 所 消防署佐呂間出張所前

■サイレン吹鳴時間 8時30分

○佐呂間市街、浜佐呂間、若佐、栄各地域

奇跡の一本松保存募金

東日本大震災の津波から名勝高田松原の7万本の松の中でただ1本だけ残った「奇跡の一本松」が、残念ながら塩害被害のため枯死しました。しかし、地域の希望であり次代に災害を伝える象徴として保存することとなりました。この保存事業は募金のみで行われます。皆様のご協力をお願いします。

■口座振込

岩手銀行高田支店（033）

○口座 普通 2051836

○名義 奇跡の一本松保存募金
代表 陸前高田市市長戸羽太

ゆうちょ銀行

○口座 02290-9-127013

○名義 奇跡の一品松保存募金

【お問い合わせ】

岩手県陸前高田市都市計画課

Tel 0192・54・2111

保育所入所児募集

平成25年度町立佐呂間保育所及びへき地保育所の入所児を募集します。各保育所では佐呂間の自然や地域環境を活かした保育に心がけ、毎月のお誕生会をはじめ遠足や運動会、お遊戯会などいろいろな楽しい行事も計画しています。

◇佐呂間保育所

■入所資格

平成25年4月2日をもって満6ヵ月以上の乳幼児で、

- ①両親が勤めに出ているため乳幼児の保育ができず、同居の方も保育できない場合。
- ②両親が自宅で乳幼児と離れて家事以外の仕事をしているため、乳幼児の保育ができず、同居の方も保育できない場合。
- ③母親が出産の前後、病気などで保育ができない場合。
- ④前項目以外で私的な理由により入所を希望する場合。（3歳以上が対象）
- ⑤保育所へ通所可能な乳幼児。

※入所は家族構成、家族の状況などにより決定されます。

■開設期間

4月1日～3月28日

■保育時間

8時～16時（保育者の都合により延長可能）

◇へき地保育所

■入所資格

平成25年4月中に満3歳となる幼児から就学前の幼児（5月以降も、満3歳になる誕生月の1日から入所することができます。）

■入所募集保育所

若佐保育所、浜佐呂間保育所

■開設期間

4月5日～3月25日

■保育時間

8時～16時

◇共通事項

■申し込み期間

1月7日～31日

■申込について

佐呂間・若佐・浜佐呂間保育所、役場保健福祉課社会福祉係に申込書を用意していますので、必要事項を記入後、入所する保育所へ提出願います。（現在入所されている方も申込が必要です。）なお、入所説明会については後日、保育所毎に実施する予定です。

■保育料

保育料は、前年の世帯員全員の所得税合算額により決定されます。

【お問い合わせ】

佐呂間保育所 Tel 2・3647

Information
Board

情報掲示板

